

学校施設整備基本構想の在り方について（仮称）
中間まとめ（案）

平成 24 年 8 月 ● 日

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

はじめに

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つであります。また、地域コミュニティの拠点であるとともに、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。

学校施設がこのような役割を果たしていくためには、常に学校施設は子どもたちの学習・生活の場としてふさわしい機能を備える必要があるとともに、地域住民の生涯学習等の場、応急避難場所等としての機能も備えておく必要があります。

しかしながら、学校施設の現状は、多様な学習活動等への対応、耐震化や老朽化、バリアフリー化、環境への配慮など様々な課題を抱えていると言わざるを得ません。

学校施設の整備には、多額の費用が必要となるため、こういった課題の克服は容易でないことは言うまでもありません。特に、国、地方の財政状況が厳しい中においては、より一層の計画的・効果的な整備を行わなければ、一向に解決しない課題であります。そのためには、個々の課題に対して個別に対応策を検討するのではなく、総合的に検討を行い、計画的・効果的に学習環境の向上に取り組まなければなりません。

本協力者会議では、まさに今が、第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、1970年代頃を中心に建設された多くの学校施設の老朽化対策に本腰を入れて取り組まなければならない時期であり、また、日本の人口の大幅な減少が予測されている中、日本の児童生徒の減少を見据えて、学校施設の整備を進めなければならない時期でもある、言わば学校施設整備の進め方の転換期であることから、このタイミングで、今後の学校施設整備を計画的・効果的に進めるための方策について、提案することとしました。

本中間まとめでは、主として公立の学校施設を対象として、各地方自治体が域内の学校施設全体の中長期的な整備方針等を策定する際の基本的な考え方やプロセス、中長期的に目指すべき学校施設像を描く際に参考になると考えられる具体的な整備手法等について示しています。

なお、学校施設の老朽化対策については、基本的な考え方や推進方策等について、別途検討を行い、「学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）中間まとめ（平成24年8月）」をとりまとめているので併せてご活用ください。

本協力者会議としては、今後、既に域内全体の学校施設の整備を計画的に進めている地方公共団体の取組事例等を収集しながら本中間まとめを充実させ、最終報告として取りまとめたいと考えております。

平成24年8月●日

目次

第1章 背景	1
1. 学校施設の現状	1
(1) 学校施設の役割	1
(2) 学校施設の現状	1
2. 域内の学校施設全体の整備方針の必要性	3
(1) 域内の学校施設全体の整備方針の必要性	3
(2) 域内の学校施設全体の整備方針を策定することによるメリット	4
第2章 学校施設整備基本構想の在り方	6
1. 学校施設整備基本構想の位置づけ	6
(1) 学校施設整備基本構想の定義	6
(2) 学校施設の評価との関係	8
(3) 学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）中間まとめとの関係	8
(4) 学校施設整備指針との関係	9
2. 学校施設整備基本構想の検討体制	9
(1) 関係部局等との連携	10
(2) 専門家等の参画	10
(3) コーディネータ的な人材の参画	10
(4) 教職員、保護者、地域住民等の視点の導入	10
3. 学校施設整備基本構想策定後の公表の重要性	11
4. 学校施設整備基本構想の計画期間、見直し	12
(1) 学校施設整備基本構想の計画期間	12
(2) 学校施設整備基本構想の見直し	12

第3章 学校施設整備基本構想の策定.....	13
1. 学校施設の目指すべき姿の検討.....	13
(1) 学校施設の目指すべき姿の検討の考え方.....	13
(2) 学校施設の目指すべき姿の検討への学校施設評価の活用.....	14
(3) 学校施設の目指すべき姿に掲げる項目等の例.....	14
2. 学校施設の目指すべき姿に基づく現状把握.....	14
3. 学校施設整備基本構想策定の考え方.....	14
4. 年次計画に落とし込む際の考え方.....	16
5. 学校施設整備基本構想の有効性.....	16
第4章 策定プロセスの事例紹介.....	16

第1章 背景

1. 学校施設の現状

(1) 学校施設の役割

- 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つである。
- また、学校施設は、その学校において行おうとする教育を実現するために必要な条件である一方で、学校施設に触発され新しい教育方法への取組が生まれるという面もあり、質の高い教育を行う上で欠かせない要素である。
- そのほか、学校施設は、子どもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとってもっとも身近な公共施設であり、生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される地域コミュニティの拠点でもある。
- また、地震等の非常災害時には、地域の応急避難場所として利用される重要な役割を担っており、平成23年3月に発生した東日本大震災の際にも、その重要性が改めて認識された。

(2) 学校施設の現状

- 質の高い教育を実現していくためには、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場として、「生きる力」を育むためにふさわしいものとするとともに、十分な防災性、防犯性などの安全性を備えた安心感のある施設環境を確保することが必要である。また、地球温暖化などの環境問題への対応や児童生徒等への環境教育に活用する観点から、環境に配慮した施設整備を行うことが必要である。
- 近年、「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」等といった学校支援ボランティア等の地域住民が学校を支援する取組や、放課後の児童生徒の居場所をつくる動きも進んでおり、また、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域と一体となって子どもたちを育む「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）の取組も進みつつある（図1）。加えて、学校施設はまちづくりの核になるものでもあることから、学校施設の整備に当たっては、学校と地域との連携を進めることや学校施設が地域コミュニティの拠点となりうること、まちづくりとの連携も視野に入れる必要がある。

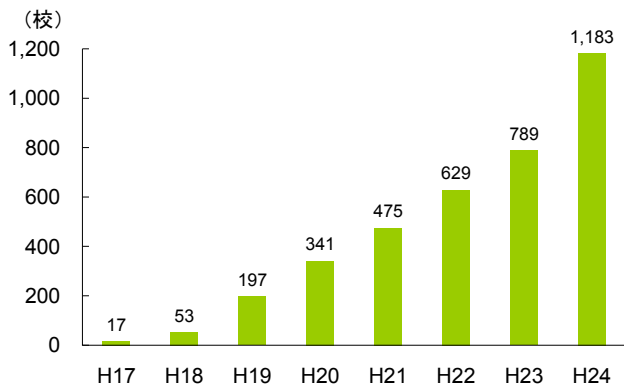


図 1 コミュニティ・スクール数の推移

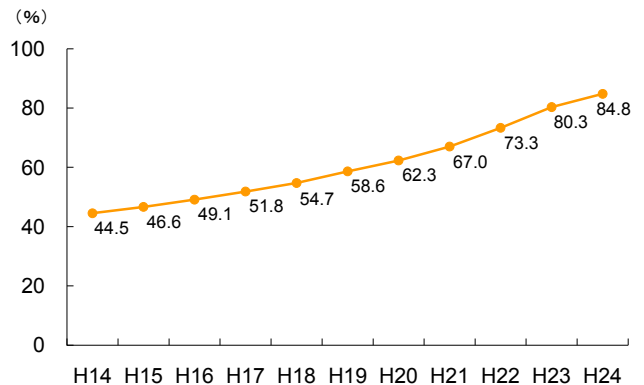


図 2 公立小中学校施設における耐震化率の推移

- また、東日本大震災を契機として、学校施設の非構造部材を含めた耐震対策や避難所としての防災機能の強化の必要性が一層認識されてきている。学校施設の構造体の耐震化は進みつつあるものの（図 2）、非構造部材の耐震対策率は約 3 割と対策が遅れているとともに、公立学校の約 9 割が避難所に指定されているにもかかわらず、備蓄倉庫や浄水装置等の防災機能の整備が十分でなく、今回の震災でも避難生活上様々な課題がみられた。その他、復興に当たって、社会教育施設や福祉施設など他の公共施設との複合化、近接化による学校機能の強化を検討している地方公共団体もある。
- 学校施設に求められる役割が多岐にわたる一方で、学校施設に求められる機能は時代に応じて変化しているため、その変化に対応した機能を維持していく必要がある。例えば、教育水準の維持・向上を図るためには、教育内容・方法の多様化や情報化の進展等の変化に合わせて、絶えず学校施設を高機能かつ多機能な施設環境に整備、維持し、常に教育の場として好ましい状態に維持することが必要である。
- また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもに対し、必要とされる配慮の基礎となる教育環境の整備が求められるとともに、学校施設は地域コミュニティの拠点であり、災害時には地域の応急避難所として地域の高齢者等も利用することからも、学校施設におけるバリアフリー化を進めることが必要となっている。
- しかし、学校施設は、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけての児童生徒急増期

に一斉に整備されたものが多く、その結果、現在、建築後 25 年以上を経過した公立小中学校施設が保有面積の約 7 割を占めるなど、老朽化が進行している。老朽化した施設では、経年劣化により、外壁・窓枠等の落下や、鉄筋の腐食・コンクリートの劣化による構造体としての強度の低下により安全面に問題が生じてくる。また、施設が教育内容・方法の進展に対応できていない、トイレの劣化などにより生活の場としての環境が悪化しているなど機能面での問題も生じており、その改善を図ることが求められている。さらに、学校施設を長く使い続けること（長寿命化）を目指した老朽施設の大規模改修など、建築物としての性能維持のための整備も今後の大きな課題である。

- また、今後も児童生徒数の減少が見込まれる[†]一方で、大都市近郊では、都市化の進展に伴い当面は人口の増加が見込まれる地域もある。このように、今後の学校施設整備を検討するに当たっては、域内の中長期的な子どもの人口動態を踏まえて、学校の適正配置の在り方も含めて検討を行う必要がある。
- 児童生徒数が減少している地域においては、児童生徒数の減少により生じた余裕教室を効果的に活用することや、学校の統合を行う場合には、域内の教育環境を維持・向上させる学校施設を整備することが求められている。

2. 域内の学校施設全体の整備方針の必要性

(1) 域内の学校施設全体の整備方針の必要性

- 教育内容・方法の変化や耐震対策、老朽化等の様々な課題に対して学校施設を効果的、効率的に整備するためには、以下の理由から、域内の学校施設全体の整備について中長期的な方針を策定し、その方針に基づき計画的で一貫性のある整備を実施することが必要であると考えられる。
 - 一 平成 18 年の教育基本法改正以降、国において策定された教育振興基本計画等を踏まえ、地方公共団体においても、その計画等を参酌し、地域の実情に応じ、域内全体の教育振興施策に関する基本的計画を定める動きが活発化している。

[†] 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の 7 歳～15 歳人口は、平成 22 年 10 月 1 日時点の約 1,060 万人（出典：平成 22 年国勢調査）から、平成 69 年（西暦 2057 年）には、現在のおよそ半分にあたる約 530 万人まで減少するとされている。

学校施設は教育活動を行うための重要な基盤の1つであることから、当該計画を達成していくためには、教育（ソフト）と学校施設（ハード）を一体的に考え、教育（ソフト）と同様に学校施設についても、域内の学校施設全体に関する中長期的な整備方針を策定することが重要である。

- 一 昨今の限られた財政状況の一方で、学校施設の非構造部材を含めた耐震対策、長寿命化、時代の変化に応じた学校施設の機能水準の維持向上や学校施設としての基本的な条件の確保など、学校施設が克服すべき課題が山積している。これらの様々な課題に確実に対応していくためには、個々の課題に対して個別に対応策を検討するのでは全ての課題に対応しきれない恐れがある。このため、域内の学校施設全体について、学校施設として目指すべき姿に照らして、域内の学校施設が抱える課題の全体像を的確に把握し、予算状況等も勘案しながら優先順位をつけ、学校施設の機能を高める施設整備を計画的、効果的に進めることが重要である。
- 一 前述したように、日本の人口の減少が見込まれている中、余裕教室の他施設への転用等を含む域内の公共施設全般の適正規模・適正配置の在り方について見直しを行う必要性が高まることが予想されることから、他部局と連携しつつ、域内全体を見通した中長期的な整備方針を策定し、計画的に整備を進めることが極めて重要である。

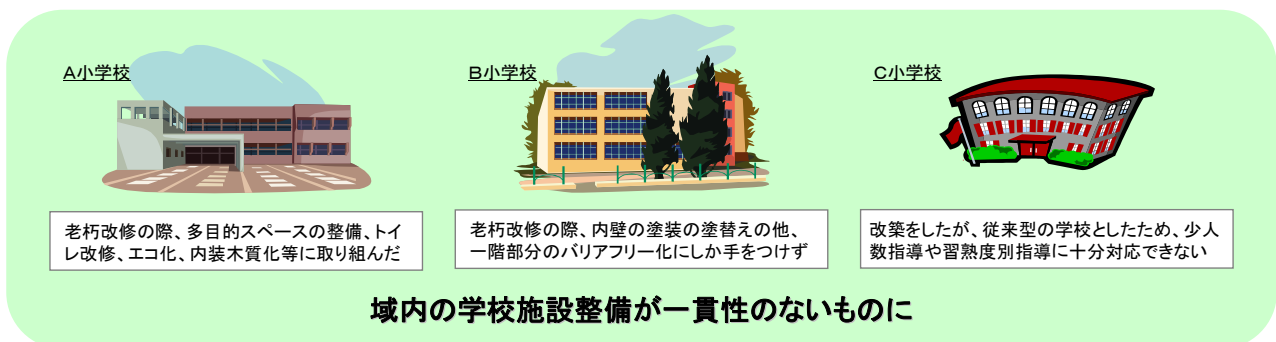


図3 域内の学校施設全体の中長期的な整備方針なく施設整備を行った場合に生じる状況の例

(2) 域内の学校施設全体の整備方針を策定することによるメリット

- 学校施設整備の必要性、教育上・安全上の効果等を整備方針という形で「見える化」することは、計画的に予算を確保し、整備を実施する上で有効である。

- また、児童生徒数の中長期的な動態を踏まえて施設整備の方針を立てることにより、真に必要となる施設を合理的な理由に基づいて早い時期に整備することができるほか、短期的な視点に基づいて整備を行うことに起因する不要な施設の整備を防ぐことができる。
 - さらに、域内全体で整備方針を策定し、計画的な整備を行うことにより、将来の教育内容・方法を見越した機能水準が向上し、学習環境の高度化・多機能化を図ることができるほか、以下のようなメリットもある。
 - － 域内で施設や機材の相互利用・共同利用を進めることで、個別施設ごとの対応では困難な学習環境の高度化を図ることができる。例えば、小規模校が多い地域で個々の学校に高度な機能を備えることが困難な場合には、域内の学校に機能を分散し、共同利用することで学習環境の高度化を図ることができる。
 - － 域内で、体育施設や文化施設、図書館等の学校以外の文教施設との連携・施設の複合化を進めることで、学校だけでは対応が困難な学習環境の高度化、多機能化を図ることができる。
- ※ このような域内の学校施設全体の整備方針を取りまとめている例はまだ少ないが、先駆的な地方公共団体においてはその必要性を認識し、既に、本中間まとめで示す内容の一部について策定している例も見られる。最終報告では、このような先駆的な事例を第4章において紹介する予定である。

第2章 学校施設整備基本構想の在り方

1. 学校施設整備基本構想の位置づけ

(1) 学校施設整備基本構想の定義

- 本報告書は、各地方公共団体が域内の学校施設全体の中長期的な整備方針を示した「学校施設整備基本構想」（以下単に「基本構想」という。）について検討する際に資する基本的な考え方や留意点等を整理したものである。
- 基本構想は、個々の学校施設整備に関するものではなく、域内全体の学校施設の整備に係る構想であり、基本構想を踏まえて個々の学校施設の整備を行っていくものである。
- 基本構想は、域内の学校施設全体を計画的に整備していく上で、次のとおり位置づけられる。

①教育ビジョンや学校施設が備えるべき機能等

→②学校施設の目指すべき姿（後述）

→③学校施設整備基本構想

→④個々の学校の整備

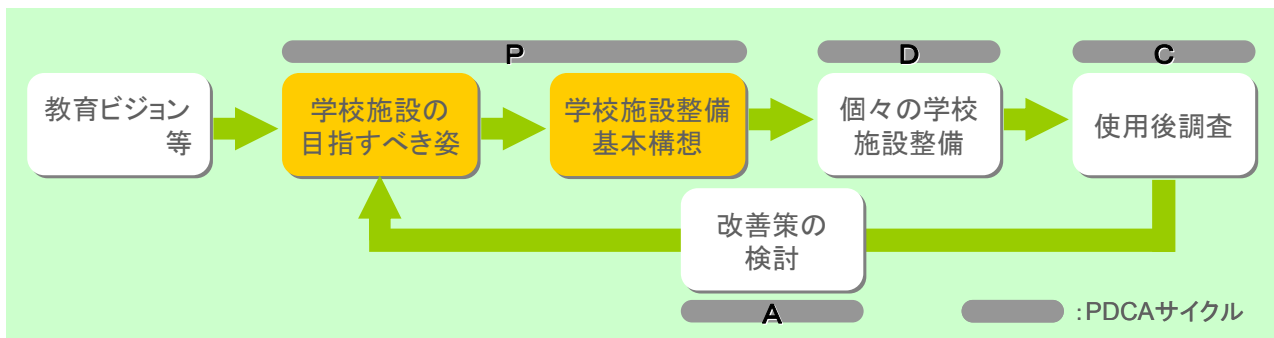


図4 学校施設整備基本構想の位置づけ

- 基本構想を検討するに当たっては、まず、各地方公共団体が目指す教育を実現するとともに学校施設としての基本的な条件を備えた、中長期的に目指すべき理想的な学校施設像を「学校施設の目指すべき姿」（以下単に「目指すべき姿」という。）として示すことが重要である。

(目指すべき姿に記載する事項のイメージ)

- ・習熟度別指導や少人数指導などのきめ細かい個に応じた指導を充実させるための空間
 - ・安全で安心な学校施設
 - ・学習能率の向上に資する快適な学習環境
 - ・環境に配慮した学校施設
- その上で、域内の学校施設全体について、目指すべき姿を基に現状把握を行い、目指すべき姿の実現に向けて効率的・計画的に整備するための中長期的な方針として基本構想を策定することとなる。
- (基本構想に記載する事項のイメージ)
- ・少人数指導室を整備する。
 - ・転落の恐れのある窓に手すりを設置する。
 - ・老朽化したトイレについて、改修を行う。
 - ・建物の断熱化を行う。
- その後、基本構想に従って年次計画を策定、年次計画に従って個々の学校の整備計画を策定、個々の学校の整備計画に従って実際の学校施設整備を行うことになる。
- (年次計画に記載する事項のイメージ)
- ・平成 25 年度 ○○小学校、□□中学校の改修を行う。
 - ・平成 26 年度 ××小学校の増築、▽▽中学校の改修を行う。
- 学校施設を整備した後に、教職員や児童生徒、保護者等に対するアンケートにより使用後調査を実施し、その結果を目指すべき姿等の見直しを行う際に取り入れるなど、中長期的な PDCA サイクルに基づいた効果的、効率的な整備を行っていくことが重要である。
- なお、学校施設整備基本構想を検討するに当たって、地域の実情に応じ、他の公共施設の整備等と一体的に検討することも、域内の公共施設全体の整備を効果的に進める上で有効である。
- また、この中長期的な PDCA サイクルに基づいて域内全体の学校施設を整備することと併せて、個々の学校についても、後述の学校施設の評価に基づいて定期的に点検・評価を行い、常にその環境の改善に努めることも重要である。

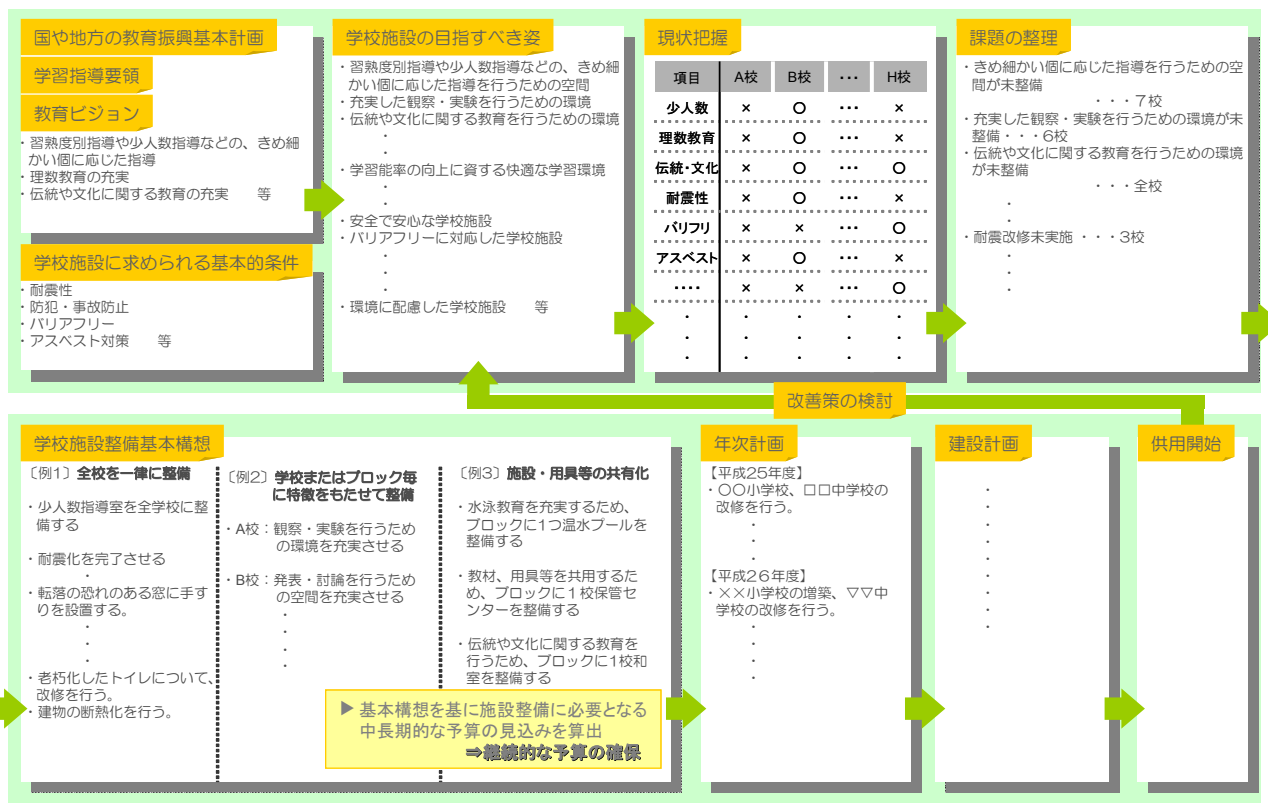


図5 学校施設整備基本構想の策定プロセス

(2) 学校施設の評価との関係

- 文部科学省では、個々の学校施設を計画的・効率的に改善してゆくために、学校と設置者が連携協力しながら、学校施設の評価を行う際の考え方等について、「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～」(最終報告)(以下「学校施設評価の報告書」という。)を平成21年3月に取りまとめている。
- 現状を点検・評価して改善へつなげてゆくという学校施設の評価の考え方は、目指すべき姿に基づき点検・評価を行い、基本構想という域内全体の整備方針を策定した上で改善へつなげるといふ本報告書の考え方と共通しているため、後述の通り、基本構想策定のプロセスにおいて学校施設の評価のプロセスを活用することが考えられる。(参考1参照)

(3) 学校施設老朽化対策ビジョン(仮称)中間まとめとの関係

- 文部科学省では、老朽化した学校施設が増加してきており、その整備が喫緊の課題となっている状況を受け、老朽化対策の基本的な考え方や推進方策等について

検討を行い、学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）中間まとめをとりまとめている。

- 学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）中間まとめは、主として公立小中学校施設について、教育環境の質的向上や安全・安心の確保、財政的な視点を中心に国と地方公共団体が行うべき方策を示したものである。
- 国・地方の厳しい財政状況の下、域内の学校施設全体の計画的な整備を行っていく上では、これまで改築を行っていたものを、老朽化した学校施設を再生整備し活用する視点が重要であることから、当該とりまとめを活用することが考えられる。（参考1参照）

(4) 学校施設整備指針との関係

- 文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、学校施設の計画・設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」を作成している。
- 本報告書は、前述したとおり、各地方公共団体が域内の学校施設全体に関する整備方針を策定する際に参考となる基本的な考え方等を取りまとめたものであるのに対し、「学校施設整備指針」は個々の学校施設の計画・設計を行う際に参考となる留意事項を取りまとめたものである。

2. 学校施設整備基本構想の検討体制

- 背景で述べたとおり、学校施設は、単に教育を行う場としての機能だけでなく、様々な機能を担っている。また、その利用者も、児童生徒、教職員のほか、保護者、地域住民など多岐にわたっている。
- このため、基本構想の検討に当たっては、以下の通り幅広い関係者の参画が重要である。その際、幅広い関係者から構成される検討委員会を設置することが考えられる。（図6、参考2参照）
- また、既に学校施設の評価に取り組んでいる場合には、域内の学校施設全体の実態を把握し、課題を整理する際に、既にある学校施設の評価の体制を活用することが考えられる。

(1) 関係部局等との連携

- 目指すべき姿や基本構想の策定には、各地方公共団体における教育面の施策が密接に関係してくる。そのため、検討に当たっては、教育委員会の施設整備担当課だけでなく、学校教育担当課、さらには社会教育担当課等と連携しながら進めることが重要である。併せて、「地域とともにある学校づくり」の観点から、教育委員会の内部に留まらず、首長部局にある地域政策部局、まちづくり部局、建設部局等の関係部局とも適宜連携しながら進めていくことが重要である。

(2) 専門家等の参画

- 学校建築の専門家や学校教育の専門家等の外部有識者の協力を得ることも有効である。

(3) コーディネータ的な人材の参画

- 目指すべき姿や基本構想の策定に当たっては、ソフト面の目標や課題に対応したハード面の施策を提案できるコーディネータ的な人材を体制に含めることも有効である。
- コーディネータ的な人材は、必ずしも建築の専門家でなくてもよく、教育委員会等においてソフト面とハード面の両面の業務に携わった経験のある職員や地域が抱える課題をそこに住む人が解決するための取組であるコミュニティデザインを主導する専門家等においてもその役割が期待できる。
- こういった人材を個々の学校の具体的な整備計画の段階だけではなく、目指すべき姿や基本構想の検討体制に含めることにより、限られたスペース、予算の中でこういった施設整備が可能であるかなどについて適切に提案がなされると考えられる。

(4) 教職員、保護者、地域住民等の視点の導入

- 目指すべき姿や基本構想の検討に当たっては、学校現場の当事者である校長等の教職員を体制に含めることが望ましい。その際、事務職員が検討体制に加わり、

教職員等から収集した要望等を教育委員会に伝えるといった仕組みも有効である。

- 保護者や地域住民、児童生徒等の施設利用者の声を、各代表者の参画やアンケート調査、ワークショップ等の実施等により把握し、目指すべき姿や基本構想に取り入れることも有効である。また、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域と一体となって子どもたちを育む「学校運営協議会」等の組織を積極的に活用していくことも有効である。これにより、地域等に理解されやすい目指すべき姿や基本構想になるとともに、利用者に満足度の高い学校施設整備につながると考えられる。
- その際、教職員等は学校施設に関する専門的な知識をもっていないこともあるため、教育委員会の施設担当やコーディネータなどが学校施設の機能や役割について教職員等に対して十分に説明を行い、学校施設の重要性を認識してもらうことにより、アンケート等の実効性を高めることができると考えられる。

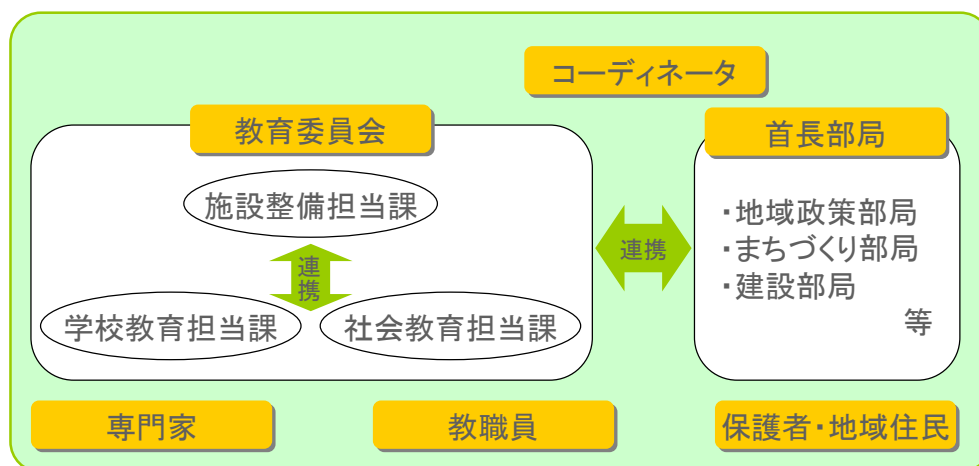


図6 学校施設整備基本構想の検討体制の例

3. 学校施設整備基本構想策定後の公表の重要性

- 目指すべき姿や基本構想については、積極的に公表し、地域住民等に説明責任を果たしていくことが重要である。また、校長等の教職員にも目指すべき学校施設像を明確に示し、情報共有を図ることが重要である。

- 目指すべき姿や基本構想において示した施設整備が財政状況等により困難になった場合等の地域住民等への説明責任を懸念し、公表に消極的になるといった声もあるが、目指すべき姿や基本構想を社会状況等に応じて、あるいは、定期的に見直すなどの規定を予め計画に盛り込むことで対応するなどの工夫が考えられる。
- 目指すべき姿や基本構想の見直しを行った際には、その改善点を公表し、情報共有を図っていくことが重要である。また、必要に応じて、その内容について説明を行っていくことも重要である。
- 公表の方法については、保護者や地域住民等を対象とした説明会の開催や、地方公共団体のホームページ、地域の広報誌の活用等、幅広く周知されるよう配慮することが重要である。

4. 学校施設整備基本構想の計画期間、見直し

(1) 学校施設整備基本構想の計画期間

- 目指すべき姿や基本構想の計画期間については、その基本となる国や地方公共団体の教育振興基本計画や教育ビジョンの計画期間などに基づき決定されるものである。

(2) 学校施設整備基本構想の見直し

- 目指すべき姿や基本構想は中長期にわたる計画であるため、計画期間中の教育課程や社会状況の変化、教育ビジョン等の変更に対応して、その計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うことが重要である。
- また、施設整備後の施設評価や施設利用者の声などを踏まえて、目指すべき姿や基本構想の継続的な見直しを行うことも重要である。

第3章 学校施設整備基本構想の策定

1. 学校施設の目指すべき姿の検討

(1) 学校施設の目指すべき姿の検討の考え方

- 目指すべき姿は、各地方公共団体が目指す教育を実現するための、中長期的に目指すべき学校施設像である。
- 目指すべき姿を検討するに当たっては、国や地方の教育振興基本計画や学習指導要領のほか、これらを踏まえて策定された各地方公共団体の教育ビジョンなどに掲げられた施策を基本として、それらを実現するために学校施設としてどのような機能が必要となるかを検討することが重要である。
- また、以下の例のように、施設に触発されて新しい教育内容・方法が促進されるという視点を踏まえて目指すべき姿を設定することも考えられる。
 - － 多目的スペースを整備することにより、複数の学級による合同授業や学年集会等が可能となる場を提供する。
 - － 図書室を校舎の中心で各教室からアプローチしやすい場所に配置したり、コンピュータ室と一体的に整備したりすることにより、総合的な学習の時間等において調べもののために子どもたちが気軽に図書室を利用しやすい環境を提供する。
 - － 十分な大きさをもつ階段状の空間を校舎内に整備することにより、学習成果等の発表や討論などの教育活動の場として授業で活用する場を提供する。
 - － 環境に配慮した学校施設を整備することにより、環境教育の教材として学校施設を活用する。
 - － 各教室にPCやプロジェクタ等を整備し、ICT機器をいつでも利用しやすい環境を整えることにより、ICTを活用した授業への取組を促す。
- その際、学校施設の整備は各地方公共団体の教育行政のソフト面の施策と連携しながら進めることが不可欠であることから、計画はハード面の計画のみで構成するのではなく、連携するソフト面の施策と関連づけて記述することが重要である。
- また、目指すべき姿には、ソフト面の施策に対応した目指すべき姿だけでなく、耐震化、老朽化対策やバリアフリー化など学校施設として備えておくべき基本的な条件に関する目指すべき姿についても盛り込むなど、質の高い教育を実現する

ためには、各地方公共団体が理想とする学校施設像を総合的に示すことが重要である。

- その際、学校施設評価の報告書において示した 5 分野（安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性）を参考として総合的な観点から目指すべき姿を設定することが考えられる。（参考 3 参照）

(2) 学校施設の目指すべき姿の検討への学校施設評価の活用

- 前述の学校施設の評価に取り組んでいる場合には、学校施設の現状及び課題、整備の好事例等を総合的に把握し、評価していることから、目指すべき姿を検討する際の参考になるものと考えられる。

(3) 学校施設の目指すべき姿に掲げる項目等の例

- 各地方公共団体において目指すべき姿を検討する際の参考となるよう、目指すべき姿に掲げることが考えられる学校施設像の項目の例として、学校施設評価の報告書における分類を基に整理したものを別表（p.●）に示す。あわせて、各項目に対応した施設整備の事例を示す。
- なお、これらの項目例及び整備事例はあくまでも参考例として示したものであり、ここに掲げられたもの以外の項目及び整備についても各地方公共団体の実情等に応じて定めうるものである。
- また、目指すべき姿を検討するに当たっては、これまで文部科学省において取りまとめた別記（p.●）のような報告書等が参考となる。

2. 学校施設の目指すべき姿に基づく現状把握

- 目指すべき姿において示した学校施設の姿を実現するための基本構想を検討するに当たっては、まず、現状の学校施設と当該目指すべき姿とを照らし合わせて、施設の実態を把握することが重要である。
- 実態を把握するに当たっては、学校施設評価の報告書が参考となる。

3. 学校施設整備基本構想策定の考え方

- 上記 1.の現状把握により浮かび上がってきた域内の学校施設における課題の全体像を整理することにより、域内の学校施設全体の中長期的な整備方針である学校施設整備基本構想をまとめることとなる。
- その際、浮かび上がった課題を単に列記するだけでなく、以下の点も考慮しながら整理し、基本構想としてまとめ上げることが重要である。
 - － 課題の解決に当たり、施設整備（改築、改修等）を伴うものと、学校運営の工夫（余裕教室や近隣公共施設の活用等）により対応できるものとの整理することが重要である。
 - － 施設整備を伴う場合、老朽化の進展度合いや目標耐用年数、ライフサイクルコスト等を踏まえ、これまで改築していたものを長寿命化のための改修により既存施設を引き続き利用できないか検討することが重要である。その際、前述の学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）中間まとめを活用することが考えられる。
 - － 今後の児童生徒数の中長期的な増減等を見据えた学校施設の適正規模・適正配置の在り方を踏まえて検討を行うことが重要である。
 - － また、公民館や図書館など他の公共施設との連携、複合化等について検討することも考えられる。
 - － 域内の学校を一律に整備するだけではなく、域内におけるブロック地域単位の視点を導入することにより、例えば以下のように、個別施設ごとの対応では困難な学習環境の高度化や地域性への配慮を図ることも考えられる。

〔施設の拠点化〕

- ブロック内のほかの学校と共同利用したりするなど、施設を拠点化する。
- ・ 小中学校が近接している地域において、1つの学校に、落ち着きを取り戻すための小空間など通級による指導のための関係諸室を充実させる。
 - ・ 充実した発表会などの場を確保するため、通常の教育活動に必要な音楽室等は各学校に整備しつつ、合唱コンクールや発表会等に利用できる充実した音楽ホールをブロック内の1つの学校に拠点的に整備する。

〔地域の独自性に配慮した整備〕

域内の学校を一律に整備するだけではなく、域内をブロックに分けて、特色ある教育環境を取り入れるエリアを定めたり、地域の文化に配慮したりす

るなど、各ブロックに独自性をもたせた整備を行う。

4. 年次計画に落とし込む際の考え方

- 基本構想を計画的に実行していくため、基本構想に掲げられたそれぞれの施策にあらかじめ優先順位をつけておくことが重要である。
- 具体的な整備を行うに当たっては、基本構想を基に、各施策の優先順位や財政状況など各地方公共団体の実情を踏まえて施設整備年次計画を策定し、個々の学校施設整備を実行することとなる。

5. 学校施設整備基本構想の有効性

- 基本構想を以上のように、運営上の工夫や長寿命化の可能性、児童生徒数の中長期的な動態、他の公共施設との連携・複合化の可能性、ブロック化等、多角的な観点から整理・検討し、作成することにより、基本構想は客観性と説得力のある洗練された計画となり、中長期的な予算の確保や住民からの理解取得等において極めて有効であると考えられる。

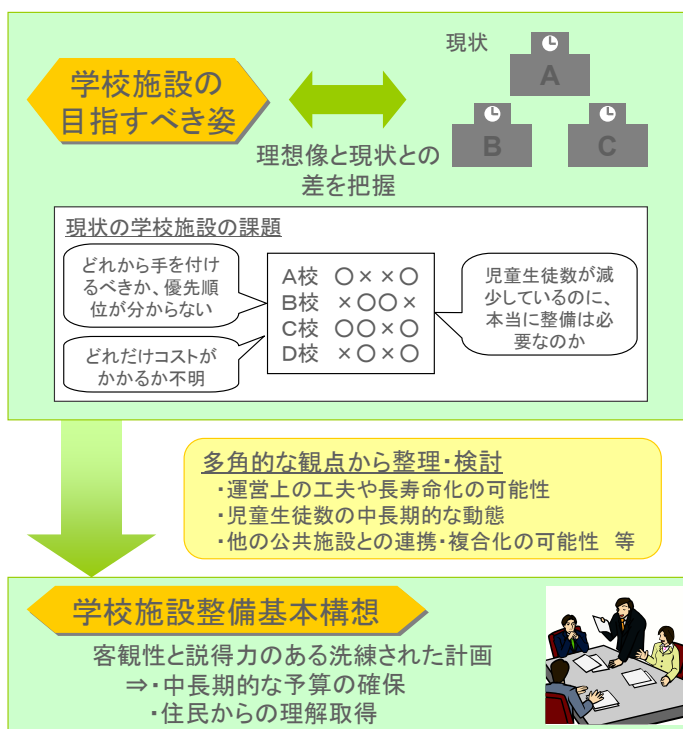


図7 学校施設整備基本構想の有効性

第4章 策定プロセスの事例紹介

- ※ 各地方公共団体で基本構想を検討、策定するに当たり参考となる先駆的な取組事例を最終報告において紹介する予定としているが、そのイメージ及び事例の一部をp.●以降に示す。

第4章「策定プロセスの事例紹介」の提示イメージ

報告書の第4章では、本報告書に関連し、他の地方公共
要や策定プロセス等を下記のような総括図と個別の説明

※最終報告に向けて、内容を充実させる予定

教育ビジョン
等



学校施設の
目指すべき姿

モデルケース
学校施設整備基本構想

各プロセスにおけ

宮崎県宮崎市
学校施設整備基本計画

東京都板橋区
学校施設あり方検討報
告書

教育ビジョンを基に、理想的な学校

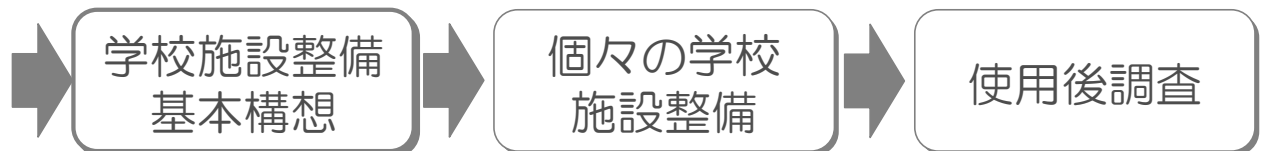
〇〇市
××基本計画

〇〇市
××基本計画

〇〇市
××基本計画

ジについて

団体の参考となるような先行的な取組について、その概要資料（次頁以降参照）により紹介する予定。



る考え方や体制等のモデル的なケースを例示

全校を点検・評価の上、整備方針を策定している事例

設像を明確化している事例

個々の学校施設の整備後、教職員等に対して使用後調査を実施し、次の施設整備に反映している事例

.....

モデルケース 『学校施設整備基本構想』策定プロセス

ステップ1

検討体制を整備します

学校設置者だけでなく、利用者や学校施設の有識者など幅広い関係者により検討

■教育委員会(施設整備担当、学校教育担当等)／首長部局(地域政策部局、建設部局等)／コーディネータ／学校(校長等の教員、事務職員)／専門家(学校建築、教育)／保護者代表／地域住民代表等からなる検討会を組織する

こんな方法も有効です

- 保護者、地域住民、児童・生徒等の声の把握
- ・アンケートやワークショップの開催
- ・「学校運営協議会」などの組織の活用

ステップ2

学校施設の目指すべき姿を描きます

各地方公共団体が目指す教育を実現するための理想的な学校施設像(目指すべき姿)を検討

- ・国や地方の教育振興基本計画
- ・学習指導要領
- ・地方の教育ビジョン
- ・学校施設として備えておくべき基本的な条件 など

■学校施設評価の報告書*1において示した5分野(安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性)を参考として総合的な観点から目指すべき姿を設定。

*1「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～」(最終報告)(平成21年3月)

■上記を踏まえ、〇〇市の学校施設の目指すべき姿を検討する

〇〇市立学校施設の目指すべき姿

1. 安全性

○災害対策

- 1-1 地震に強い学校施設
- 1-2 津波・洪水に強い学校施設
- 1-3 防災機能を備えた学校施設

○防犯・事故対策

- 1-4 安全で安心な学校施設

2. 快適性

○快適な学習環境

- 2-1 学習能率の向上に資する快適な学習環境
- 2-2 バリアフリーに配慮した環境

○教職員に配慮した環境

- 2-3 教職員にも配慮した空間

3. 学習活動への適応性

○個に応じた指導の推進

- 3-1 習熟度別指導や少人数指導などを行うための空間

○理数教育の充実

- 3-2 充実した観察・実験をおこなうための環境

- 3-3 調べ学習や観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境

○言語活動の充実

- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
- 3-5 各教科における発表・討論などの教育活動を行うための空間

○小学校段階における外国語活動

- 3-6 ジェスチャーゲームなどの体を動かす活動やグループでの会話など、外国語への親しみがわくような学習を行うための空間

○伝統や文化に関する教育の充実

- 3-7 伝統や文化に関する教育を行うための環境

4. 環境への適応性

○エコスクール

- 4-1 環境に配慮した学校施設

5. 地域の拠点化

- 5-1 地域の生涯学習等の拠点となる学校施設

ステップ3

中長期的な整備方針として『学校施設整備基本構想』を取りまとめます

現状の域内の学校施設と目指すべき姿とを照らし合わせて、施設の実態を把握し、課題を抽出。中長期的な整備方針『学校施設整備基本構想』を取りまとめる

目指すべき姿

実態把握

課題の整理

域内の学校施設

■実態把握により明らかになった課題を踏まえ、中長期的な整備方針「学校施設整備基本構想」を取りまとめる。その際、課題を単に列記するだけでなく、学校運営上の工夫や長寿命化の可能性、児童生徒数の推計、他の公共施設との複合化などの視点から検討し整理する。こうすることで、客観性と説得力のある洗練された計画となり、中長期的な予算の確保や住民からの理解取得等において有効。

〇〇市学校施設整備基本構想

■全校に整備

1. 安全性

○災害対策

- 1-2 津波・洪水に強い学校施設
 - ① 屋上が緊急的な避難場所となるよう、フェンスを設置するとともに、屋外避難階段を整備する(全20校)
- 1-3 防災機能を備えた学校施設
 - ① 屋内運動場にTV・TEL・LAN配線を整備する(18校(2校は整備済))
 - ② 備蓄倉庫を整備する(13校(7校は整備済))

○防犯・事故対策

- 1-4 安全で安心な学校施設
 - ① 防犯カメラを設置する(3校(17校は整備済))
 - ② 転落の恐れのある窓に手すりを設置(全20校)

2. 快適性

○快適な学習環境

- 2-1 学習能率の向上に資する快適な学習環境
 - ① 教室の内装を木質化する(全20校)
 - ② 老朽化したトイレの改修を行う(全20校)
- 2-2 バリアフリーに配慮した環境
 - ① スロープ、多目的トイレを整備する(全20校)

○教職員に配慮した環境

- 2-3 教職員にも配慮した空間
 - ① 教職員同士のコミュニケーションの促進のため、休憩スペースを整備する(3校)(余裕教室を活用して対応(17校))

3. 学習活動への適応性

○個に応じた指導の推進

- 3-1 習熟度別指導や少人数指導などの、きめ細かい個に応じた指導を行うための空間を充実させるための空間
 - ① 少人数指導のための空間を整備する(増築+改修で対応7校、6校は数年後に余裕教室ができるため、その教室を活用、整備済7校)

○理数教育の充実

- 3-2 充実した観察・実験をおこなうための環境
 - ① 観察や屋外作業等に使用できるよう、理科室に連続させ、テラス・バルコニー等を整備する(全20校)
- 3-3 調べ学習や観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境
 - ① 普通教室・特別教室に 프로젝タを設置する(全20校)

○言語活動の充実

- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
 - ① 図書室に畳・カーペット敷きの読書コーナーを整備する(7校(9校は整備済)、4校は地域図書館と複合化する際対応)
- 3-5 各教科における発表・討論などの教育活動を行うための空間
 - ① 複数クラス合同での発表会などが行えるよう、多目的なスペースを整備する(16校(4校は整備済))

○小学校段階における外国語活動

- 3-6 ジェスチャーゲームなどの体を動かす活動やグループでの会話など、外国語への親しみがわくような学習を行うための空間
 - ① 床に座っての活動や体を動かす活動が行えるよう、机・いすが収納可能なじゅうたん敷きの多目的教室を整備する(6校(視聴覚教室を活用して対応14校))

4. 環境への適応性

○エコスクール

- 4-1 地球環境問題への関心を高めるためのエコスクール
 - ① 太陽光発電設備を整備する(災害時の停電時にも使用可能なものを整備)(7校(13校は整備済))
 - ② 校舎、屋内運動場の断熱化を行う(全20校)
 - ③ 環境教育に活用できるよう断熱等の省エネ対策の「見える化」を行う(全20校)

5. 地域の拠点化

- 5-1 地域の生涯学習等の拠点となる学校施設
 - ① 特別教室を地域開放できるように整備する(全20校)

■ブロック毎に整備(拠点化)

3. 学習活動への適応性

○言語活動の充実

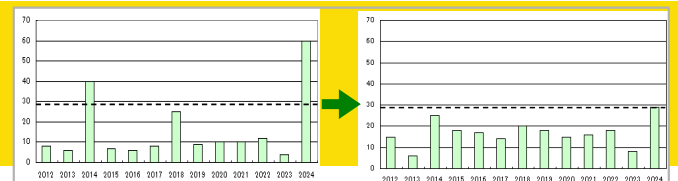
- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
 - ① 地域図書館との複合化を行う(各ブロックの1つの学校に整備)

○伝統や文化に関する教育の充実

- 3-7 伝統や文化に関する教育を行うための環境
 - ① 茶道などを体験するための和室を整備する(北・南・西ブロックの1つの学校に整備、東ブロックは整備済)
 - ② 琴など使用頻度の低い教具の保管庫を整備する(各ブロックの1つの学校に整備)

※域内全学校の耐震化は完了

併せて、計画的・効率的な整備により予算が平準化・削減することを示す資料などを作成することで、財政当局に対し、財政面も含めた学校施設整備の必要性を中長期的な視点から説明でき、理解が得られやすいと考えられる



■基本構想を財政面などから検討、整理することで年次計画作成の際の優先順位が立てやすくなる。

ステップ4

個々の施設整備実施に向け、年次計画を作成します

基本構想を基に、各施策の優先順位や財政状況など各地方公共団体の実情を踏まえ、施設整備の年次計画を策定

☆文科省への交付金の申請時に必要となる、「施設整備計画」を作成する際に参考となる

ステップ5

整備した施設の使用後調査を行い、改善に活かします

20施設利用者等にアンケート等を行い、その結果を基に、目指すべき姿等の改善を実施

宮崎市学校施設整備基本計画（宮崎市）

- 市内のすべての学校の点検・評価を行い、市内の
- 施設整備の実施に向けて、優先度を設定

背景・概要

- ・学校施設の著しい老朽化を背景として、計画的に老朽化対策を実施するため、宮崎市学校施設整備基本計画を検討
- ・既存施設の長寿命化、既存施設の教育環境の充実などの環境整備の2つの整備方針のもと、基本計画を策定

検討体制

- ・幅広い関係者からなる「宮崎市学校施設整備基本計画検討委員会」を設置し、検討を実施



現状把握

- ・整備方針を検討するに当たって、すべての学校の点検・評価を実施し、現状を把握

○点検項目

- ・建築基準法に基づく定期点検時の点検項目をベースとして、学校施設の実態に合った点検項目を設定

点検の部位、判定方法(抜粋)

種別	部位	判定の方法
安全対策	手摺	目視(劣化・腐食)、手摺りの設置状況(高さ・位置)
安全・長寿命	外壁	目視・打診(クラック、モルタル浮き、鉄筋爆裂)、落下事例
長寿命	便所	目視(落下・破損)、便器数、バリアフリー整備状況、建築経過年数
室内環境	内装(床)	目視(劣化・破損、明度)、不陸状況、防滑性

教育ビジョン等

学校施設の
目指すべき姿

学校施設整備
基本構想

個々の学校
施設整備

使用後調査

学校施設全体の整備方針を策定

○実施体制

- ・点検は学校管理者(学校職員)と学校設置者(教育委員会)が連携して実施し、情報共有を図っている

学校管理者

・学校からは日常の利用している際の異変や不具合等を情報提供

↑ 連携、情報共有 ↓

学校設置者

・教育委員会の技術系職員が点検を実施し、危険箇所を情報提供
・そのほか、学校、地域からの改善等の要望を聴取

整備方針の検討

○点検結果の活用

- ・点検・評価の結果を基に、整備方法、整備実施の順序、事業費の算定など、改修・改善の方策を検討。

○余裕教室の活用

- ・学校や地域等が有する課題の解決に当たって、学校や地域、行政による協議を行い、余裕教室の児童クラブや地域コミュニティ・生涯学習施設として利活用することも検討

優先度の設定

- ・基本計画が「学校を利用する誰もが、安全で安心なものとして、長く良く使っていける」ことを目的としていることから、以下のように優先度を設定

○整備優先度

学校を利用する誰もが	安全で安心 (耐震、安全対策)	長く利用できる (長寿命化対策)	良好な環境で利用できる (教育環境の充実などの環境整備)
	最優先整備	優先整備	重点整備

公表

○公表の方法

- ・市の整備方針を広く周知するため、HPに計画全文を掲載

板橋区立学校施設あり方検討会報告書（東京都板橋区）

- 教育ビジョン等を踏まえ、それらの教育を具現化
- 検討会には、財務当局も参画

背景・概要

- ・「いたばしの教育ビジョン」に示された教育像、学校像の実現のため、学校施設のあり方の検討が必要。
- ・板橋区として一貫性のある学校施設整備を進めていくための考え方・目標をとりまとめ（改築整備を念頭に検討し、とりまとめ）。

検討体制

- ・財務当局もメンバーとした「板橋区立学校施設あり方検討会」を設置し、検討を実施

学校（小・中学校長、事務職員）

基本計画

学識経験者（建築）

教育委員会

検討委員会

首長部局（営繕、財務）

整備方針の検討

- ・教育ビジョンに掲げられた5つの柱等を踏まえ、学校施設計画の目標を検討

○5つの柱

1. 幼稚園・学校は、子どもたちの未来を担う力を引き出し夢へつなげます
2. 家庭は、子どもとともに育ちながら安らぎを与え、好ましい生活習慣や規範意識を身につける場としての役割を果たします
3. 教職員は、子どもと向き合い、子どもの現在だけでなく将来をも意識した指導力向上に努めます
4. 地域は、「地域の子どもは地域が育てる」との意識で子どもたちの育ちを支えます
5. 教育委員会は、教育現場を大切にし、子どもの育ちや家庭・教職員・地域の教育を支えます

○学校施設整備の目標（抜粋）

- 1) 高機能・多機能で、授業の場として整った教室環境とする
- 2) 教師の協力体制による多様な学習形態に対応できる教育空間とする
- 3) 教科学習を充実することのできる施設構成・運営方式を検討する
- 4) 学校図書館を主体的な学習活動と豊かな学校生活の中心として位置づける
- 5) きめ細かな特別支援教育が実現できる環境とする
- 6) 教職員が連携をとりながら活動しやすい、機能的で快適な管理諸室のあり方を検討し、児童生徒を把握しやすい場所に配置する
- 7) 幼小・小中の学校段階の移行を円滑にし、一貫性のある指導のために連携しやすい計画とする施設構成とする
- 8) 心身の成長の場として、ゆとりと潤いのある生活空間をつくる
- 9) 学習発表・集会・食事等、多様な交流機会を生み出す場をつくる

教育ビジョン
等

学校施設の
目指すべき姿

学校施設整備
基本構想

個々の学校
施設整備

使用後調査

するための施設整備の方針を取りまとめ

- 10) 体育施設を充実するとともに、外に出て体を動かすことが自然にできるようにする
- 11) 防犯性の高い施設とする
- 12) 事故が起こらない施設とする
- 13) 放課後・休日に子どもたちの居場所となるように計画する
- 14) 地域が学校を支えていくための拠点をつくる
- 15) 地域の文化・伝統行事、防犯活動等の取り組みの場として機能する学校施設とする
- 16) 地域の人々が有効に活用でき、地域の活動を活性化させる学校施設とする
- 17) 災害時に避難拠点として機能するとともに、早期に学校機能が回復できるようにする
- 18) 地球環境に配慮し、長寿命で、低炭素社会における市民意識と行動マナーを育てる施設・設備とする
- 19) 災害に強い、安全・安心な施設とする

※施設規模にかかわる計画条件や学校づくりのプロセスについても方針を検討

施設計画の際の具体的な留意点の検討

・学校施設計画の目標を踏まえ、個々の学校の施設計画における留意点を検討

○留意点(抜粋)

■配置計画・全体計画

1. 配置計画

1-1. 建物配置

- ・幼小、小中の連携がはかれるようにする
- ・防犯・安全のために人の目が校地内外に届き、死角がないようにする 等

■学習環境

4. 普通教室・特別支援学級・ホームベース

- ・新JIS規格の机が余裕をもって配置できる寸法を確保する
- ・中学校で教科センター方式を採る場合には、クラスづくりや生徒の学校生活の拠点としてホームベースを設ける 等

5. 多目的スペース等

- ・多様な学習形態や、集団編成を可能にするオープンスペースや小教室、コーナー・アルコーブを備えた教室まわりを構成する 等

6. 特別教室・教科教室

- ・教科の特色を感じながら、児童生徒が自ら活動できる空間とする 等

■建築的諸課題への対応

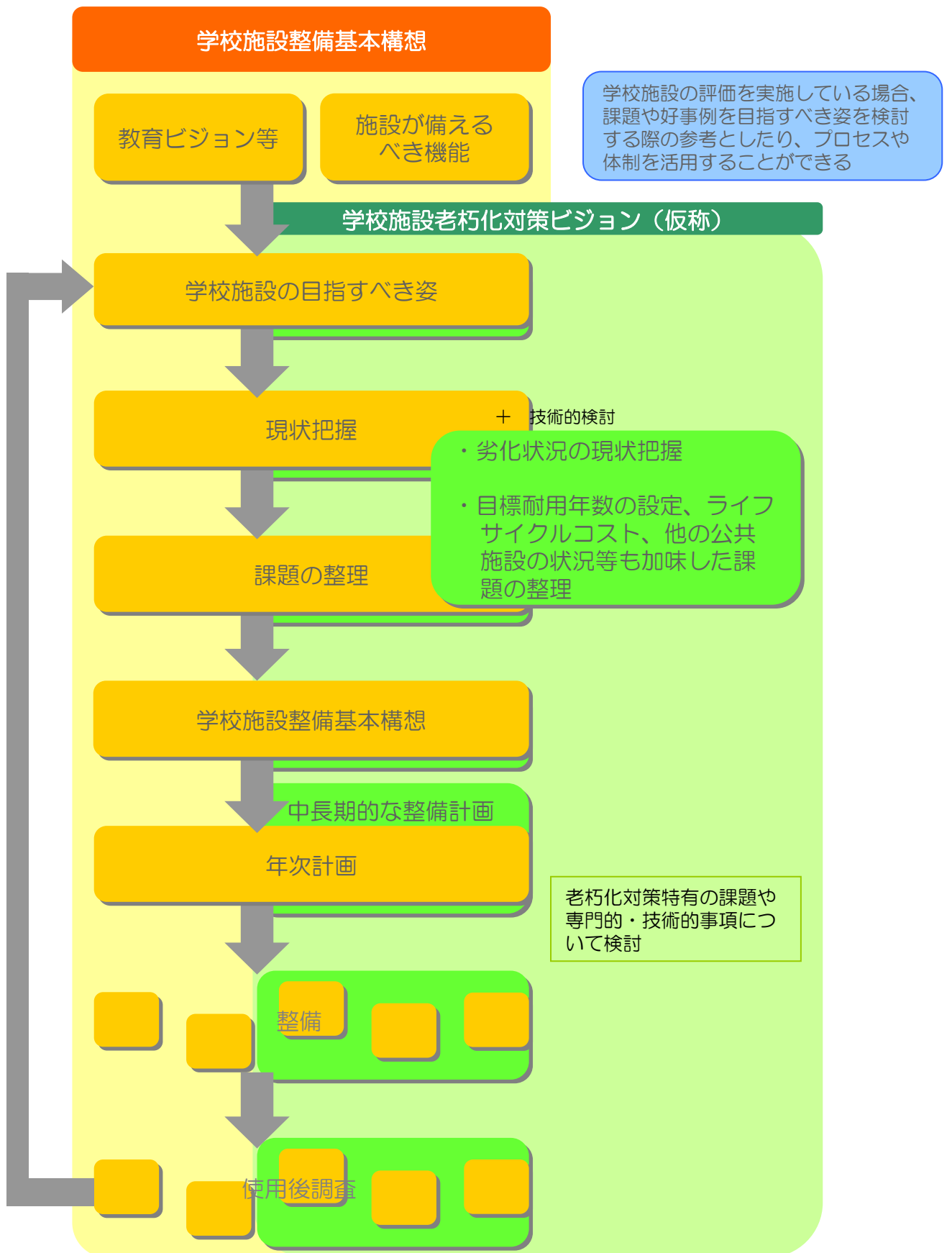
21. 施設の長寿命化

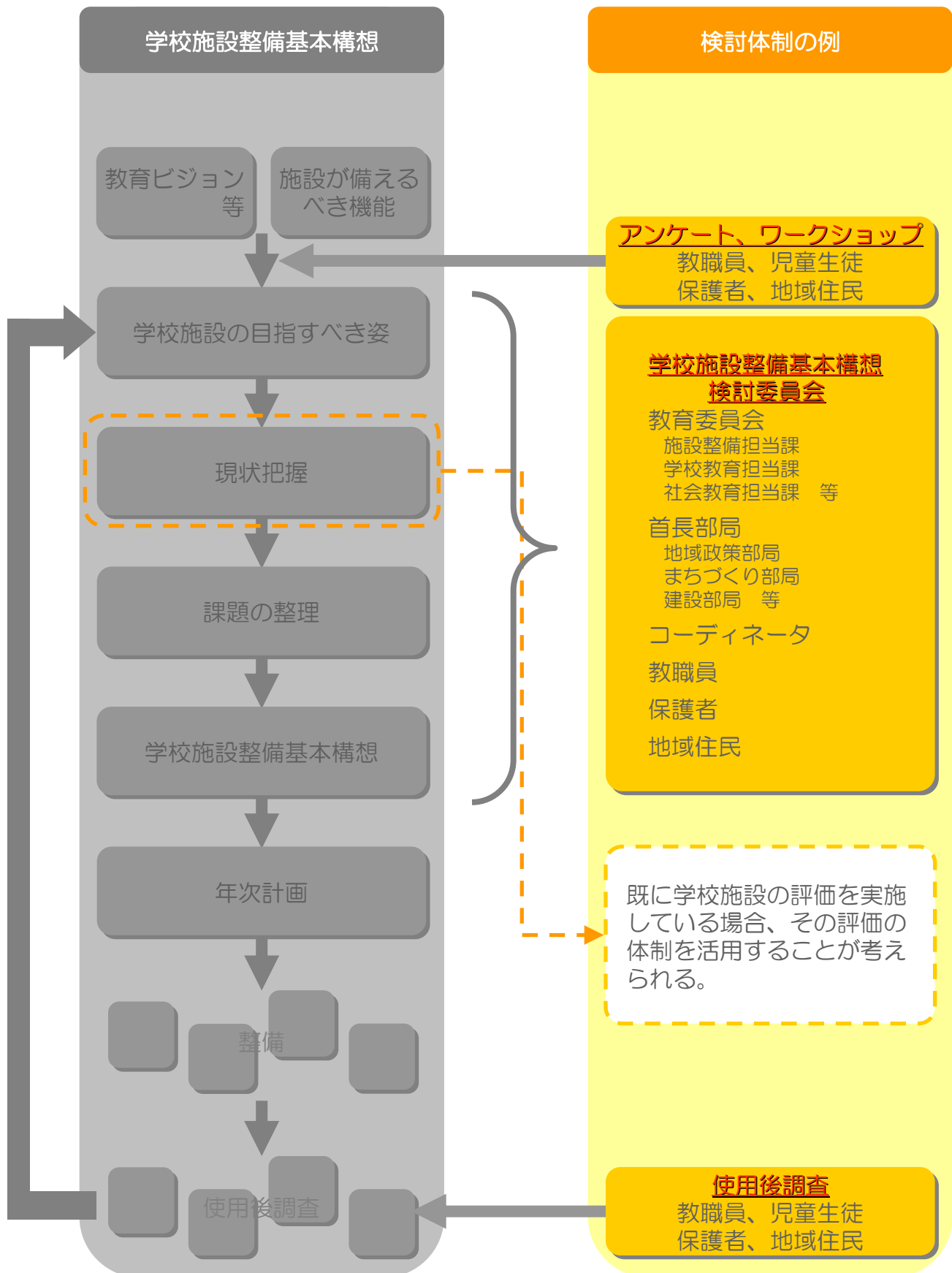
- ・機能等の変化に対して柔軟に対応でき、汚れや傷みが生じにくく、修繕や設備の更新がしやすいなど、長寿命な施設となるよう総合的な検討を行う
- ・日常的な維持管理のしやすい施設・設備とする

公表

○公表の方法

- ・区の整備方針を広く周知するため、HPに計画全文を掲載





① 安全性

状態面の例

- 耐震診断及び耐震化の実施状況
- 老朽化対策の状況
- 事故防止対策の状況
- 防犯対策の状況
- アスベスト等の健康対策の状況
- 避難所としての防災機能の整備状況

運営面の例

- 学校安全計画の作成・実施状況
- 安全点検等の実施状況（日常点検・定期点検）
- 点検結果に基づく修繕等の実施状況



② 快適性

状態面の例

- 室内環境の整備状況（換気、採光、照明、温熱環境等の設備、生活・交流空間等の整備など）
- 室内設備の整備状況（机、椅子、家具、収納、掲示板など）
- バリアフリー設備の整備状況（スロープ、車いす使用者対応トイレなど）

運営面の例

- 環境衛生に関する点検の実施状況（換気、採光、照明、温熱環境等の点検）
- 清掃・美化活動の状況



③ 学習活動への適応性

状態面の例

- 学習環境の量的な整備状況（適切な学習スペースの確保など）
- 学習環境の質的な整備状況（学習内容・学習形態等の進展への対応など）
- 情報環境の整備状況（教育用・校務用コンピュータ、校内LANの整備など）
- 地域と連携した施設の整備状況

運営面の例

- 学習活動における施設の活用状況（多目的教室、特別教室、教育用コンピュータ等の効果的な活用など）
- 校舎・校庭等の地域開放の実施状況



④ 環境への適応性

状態面の例

- 環境を考慮した整備の状況（新エネルギーの活用、木材利用、緑のカーテン、断熱性の向上、省エネ型設備の導入など、自然環境や省エネルギー等への配慮）

運営面の例

- 学習活動における施設の活用状況（多目的教室、特別教室、エネルギー管理の取組状況）
- 資源の再利用等に関する取組状況（リデュース、リユース、リサイクルなど）
- 環境教育における施設・設備の活用状況



⑤ 経済性

状態面の例

- 中・長期の計画的・効率的な修繕・整備の状況（中・長期の修繕・整備のための計画の作成状況 など）

運営面の例

- 既存施設をながく丁寧に使う取組の状況
- ランニングコストの適正化の状況

(別表) 学校施設の目指すべき姿の項目例及び各項目に対応した施設整備の事例

※ 最終報告に向けて、内容について充実・精査するとともに、目指すべき姿の項目毎に、学校施設の高機能化・多機能化に対応した施設整備の事例を紹介する予定。

■表の見方

学校施設の目指すべき姿に掲げることが考えられる学校施設像の項目 (例:習熟度別指導や少人数指導などの、きめ細かい個に応じた指導を行うための空間)	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
上記項目に対応した施設整備例のうち、新築、改築等の大規模な整備を必要とするもの (事例:普通教室と少人数指導のためのスペースや多目的スペース、教師コーナーを一体的に整備する)	上記項目に対応した施設整備例のうち、修繕や運営方法等の簡易な整備により対応できるもの (事例:可動間仕切による小空間を整備する)
上記項目に対応した施設整備例のうち、大規模な整備、簡易な整備のどちらでも対応できるもの (事例:学習支援員や教育ボランティア等の控え室を整備する)	

■安全性

○災害対策

地震に強い学校施設	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
構造体の耐震改修工事を行う	
体育館など大規模空間の天井材や照明器具など非構造部材の耐震改修工事を行う	窓ガラス、家具、書棚等の耐震対策を行う

津波・洪水に強い学校施設

(大規模な整備)	(簡易な整備)
津波等が到達しない安全な高台等に学校施設を建築する	
安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を整備する	
上層階へ速やかに避難できるよう屋外避難階段を設置したり、屋上を緊急的な避難場所となるようにする	
上層階が安全で緊急的な避難場所となるよう建物を高層化する	

防災機能を備えた学校施設

(大規模な整備)	(簡易な整備)
備蓄倉庫、防災トイレ、情報通信設備、自家発電設備、雨水貯留タンク、水栓付の受水槽、プロパンガス接続口、電源車用電気接続口、温水シャワー、太陽光発電設備等を整備する	屋内運動場に TV 配線、電話配線及びインターネット LAN 配線を設置する
教育機能と応急避難場所の機能の共存を考慮した計画とする	既存の受水槽に蛇口を設置する
体育館及び武道場について、避難所としての機能を強化するため、災害時に避難所本部とするための部屋やガス暖房付きの畳敷き武道場、多機能トイレ等を整備する	ガスの接続口を設置する
平常時には全天候型の運動スペース、災害時には救援物資の荷さばきスペース等とするための半屋外の運	

動スペースを整備する(再掲)	
保健室や給食室等の配置を救護スペースや避難所となる体育館等との位置関係に工夫して整備する	
災害時にプール水を飲料水等として活用できるよう浄水機能を有する水泳プールを整備する	

○防犯・事故対策

安全で安心な学校施設	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
防犯カメラを設置する	
校内を見渡せる位置に職員室を配置する	
老朽化により児童生徒に危険が及ぶような箇所の改修を行う	ガラスに飛散防止用のフィルムを貼る
	柱に衝突防止クッションを巻く

■快適性

○快適な学習環境

学習能率の向上に資する快適な学習環境	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
校舎や屋内運動場の断熱化を行う	上下可動式黒板を整備する
エアコンの整備を行う	
トイレの改修を行う	
十分な収納スペースを整備する	
音環境に配慮した諸室の配置計画や内装材とする	

児童生徒が学校への愛着や思い出につながり、また、地域の人々が誇りや愛着をもつことができる緑豊かな学校	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
	校内や歩道に面した敷地の一部に樹木、植え込み、花壇、生け垣などを整備する
バリアフリーに配慮した環境	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
スロープや手すり、段差の解消など、バリアフリーに配慮した施設を整備する	
障害者用トイレ・多目的トイレを整備する	

○教職員に配慮した環境

教職員にも配慮した空間	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
教職員の会議室や更衣室、休憩するスペース、教職員同士がコミュニケーションをとるための環境を整備する	

■学習活動への適応性

新しい学習指導要領において充実が図られた教育内容等への適応という観点を中心になると、例えば以下のような項目があげられる。

○言語活動の充実

各教科における発表・討論などの教育活動を行うための空間	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
ホールや階段状の空間を整備する	

スクリーン、プロジェクタ等を設置した 学習発表室を整備する	
----------------------------------	--

○理数教育の充実

充実した観察・実験を行うための環境	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
第2理科教室を整備する	
演示実験が行いやすいように実験機を配置する	
半屋外の実験・観察空間を整備する	
理科教室、理科準備室、ビオトープな どの関係諸室等を近接して配置する	

○伝統や文化に関する教育の充実

伝統や文化に関する教育を行うための環境	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
茶道などを体験するための和室を整 備する	
地域の文化や伝統等の資料を展示 する場を整備する	

○外国語教育の充実

ジェスチャーゲームなどの体を動かす活動や、ペアやグループでの活動など、 児童生徒が積極的にコミュニケーションを図ることができるような空間	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
小学校外国語活動等で用いる教室をじゅうたん敷きにする	
机・いすが容易に収納にでき、広い空間が確保できるようにする	

○キャリア教育・進路指導

充実したキャリア・進路指導教育を行うための環境

(大規模な整備)	(簡易な整備)
就職関係資料やインターネットに接続されたパソコン等を配備したキャリア情報センターを整備する	
キャリア・カウンセリングのための空間を整備する	
企業からの外部講師が行う出前授業のための準備スペースを整備する	

○食育

食育のための空間

(大規模な整備)	(簡易な整備)
家庭科調理室、ランチスペース等の空間を連続的に配置する	

○健やかな体を育てる

充実した運動ができる環境

(大規模な整備)	(簡易な整備)
廊下等身近な場所に安全性を考慮した上で運動ができる空間を整備する	
多種目のスポーツに対応可能な体育館、武道場を整備する	
平常時には全天候型の運動スペース、災害時には救援物資の荷さばきスペース等とするための半屋外の運動スペースを整備する	

○その他

子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境

(大規模な整備)	(簡易な整備)

個人やグループで自習するスペースを、図書室や廊下、共有スペース等に計画する	図書室や廊下、共有スペース等に自習用の机を設置する
図書室を学校の中心に計画したり、コンピュータ室と一室で整備するなど、図書室の配置に留意する	廊下に読書コーナーを整備する
	図書室の中に周囲と音を遮れる小空間、畳やカーペット敷きの座れるスペース等を計画する
子どもたちの教科に対する興味関心をひき、自ら学ぶ主体的な行動を促すための空間	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
教材や子どもたちの作品などを展示・掲示するリソースセンターを整備する	
掲示スペースを拡大する。天井から掲示できるようにする。	
習熟度別指導や少人数指導などの、きめ細かい個に応じた指導を行うための空間	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
普通教室と少人数指導のためのスペースや多目的スペース、教師コーナーを一体的に整備する	可動間仕切による小空間を整備する
学習支援員や教育ボランティア等の控え室を整備する	
調べ学習や習熟度別学習、チーム・ティーチングなど多様な学習集団・学習形態を展開するための空間	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
普通教室と少人数指導のためのスペ	

ースや多目的スペース、教師コーナーを一体的に整備する	
普通教室や特別教室に図書館やコンピュータ室を近接して整備する	
各教科の授業の中での調べ学習や協働学習、観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるための ICT 環境	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
普通教室や特別教室等にコンピュータ、電子黒板、プロジェクタ等の ICT 機器を導入する。また、インターネット接続に必要な LAN 配線(無線 LAN アクセスポイント)や ICT 機器用の電源を設置する	
普通教室と少人数指導のためのスペースや多目的スペース、教師コーナーを一体的に整備する	
各教科における調べ学習での活用などを促すための学校図書館	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
図書室を学校の中心に計画したり、コンピュータ室と一体的に整備するなど、図書室の配置に留意する	
子どもたちや保護者等が教員を訪れやすい空間	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
職員室やその近くに相談コーナーを設けるとともに、開放的な雰囲気のある空間とする	
普通教室の近くや多目的スペースに教師コーナーを整備する	
社会性を身につけるための空間	
(大規模な整備)	(簡易な整備)

異なる学年間の交流を促す空間(廊下に面したベンチや畳コーナーなど)を整備する	
自閉症、情緒障害又は ADHD 等のある児童生徒に配慮した学校施設	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
落ち着きを戻すための空間を整備する	
教職員等の事務負担軽減などのための校務の情報化に必要な ICT 環境	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
職員室にコンピュータ等の ICT 機器の導入や LAN 配線(無線 LAN アクセスポイント)、電源の設置などを行う	
各教科の授業を充実させるための環境	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
教科教室型プランを導入する	
関連する特別教室を統合し、室面積、教材を充実させ、多目的に利用できる特別教室とする	
学習活動の連続性を考慮し、特別教室を一体的に配置する	
教科の特性に合った空間を整備する(例:音楽室は半円形、階段式にする)	

■環境への適応性

○エコスクール

地球環境問題への関心を高めるためのエコスクール	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
太陽光発電、風力発電設備を整備する	緑のカーテンを整備する
光庭や光ダクトなどにより太陽光	高効率照明器具などへの改修を行う

を利用する	
雨水を中水として利用するため、雨水タンクを設置する	窓の複層ガラス化を行う
ビオトープや芝生等を整備する	
木材の利用を推進するため、木造校舎の建設や学校施設の内装木質化を行う	
断熱、節水などの省エネルギー対策の「見える化」を行う	

■地域の拠点化

地域の生涯学習等の拠点となる学校施設	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
公民館、図書館、音楽ホール等の社会教育施設との複合化を行う	
図書館や体育館、ホール、特別教室などを地域に開放できるよう計画する	
地域に開かれた学校とするための環境	
(大規模な整備)	(簡易な整備)
学校運営協議会委員や学校評議員の活動スペース、学校支援ボランティア等の地域住民の活動拠点となるスペースや会議室を整備する	
放課後児童クラブや放課後子ども教室等の子どもの居場所となる部屋を整備するとともに、地域開放を前提とした計画を行う	

別記

○学校施設整備指針関係

- ・ 小学校施設整備指針
- ・ 中学校施設整備指針
- ・ これからの小中学校施設 小学校及び中学校施設整備指針の改定を踏まえて
- ・ 新たな学校施設づくりのアイデア集
～充実した教育活動と豊かな学校施設のために～

○バリアフリー関係

- ・ 学校施設バリアフリー化推進指針

○防災関係

- ・ 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

○エコスクール関係

- ・ 環境教育に活用できる学校づくり実践事例集
- ・ 地球にやさしいエネルギーを子どもたちが学び育むために
- ・ 太陽光の恵みを子どもたちが学び育むために
- ・ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について
- ・ 学校ゼロエネルギー化推進方策検討委員会報告書

○非構造部材関係

- ・ 地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために
～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～
- ・ 学校施設の非構造部材の耐震対策事例集

○事故防止、防犯関係

- ・ 学校施設における事故防止の留意点について
- ・ 学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集
～学校施設の防犯対策に係る点検・改善マニュアル作成の取組に関する調査研究報告書～

○学校施設の評価関係

- ・ 学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～

学校施設の在り方に関する調査研究について

平成21年 6月19日

官 房 長 決 定

平成21年 7月16日一部改正

平成22年 5月21日一部改正

平成22年 7月16日一部改正

平成22年 9月29日一部改正

平成24年 1月10日一部改正

平成24年 4月17日一部改正

平成24年 6月19日一部改正

1 趣旨

近年の社会変化に対応するため、今後の学校施設の在り方及び指針の策定に関する調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 今後の学校施設の在り方について
- (2) 学校施設整備指針の策定について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙1の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
- (2) (1)の他、教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査および研究の状況を把握するため、別紙2に掲げる特別協力者の参画を得る。
- (3) 必要に応じ、その他の関係者の協力を求めることができる。

4 実施期間

平成24年1月10日から平成25年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究に関する庶務は、大臣官房文教施設企画部施設企画課において行う。

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議委員名簿

氏名	職名
相川 敬	社団法人日本PTA全国協議会会長
岩井 雄一	十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授
上野 淳	首都大学東京副学長
海野 剛志	川崎市教育委員会事務局担当理事教育環境整備推進室長 事務取扱
衛藤 隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合 研究所所長
工藤 和美	シーラカンズK&H株式会社代表取締役 東洋大学理工学部教授
鈕持 勉	帝京大学教育学部准教授 東京学芸大学特任教授
杉山 武彦	成城大学社会イノベーション学部教授
高際 伊都子	学校法人渋谷教育学園渋谷中学高等学校副校長
長澤 悟	東洋大学理工学部教授
中澤 正人	日野市立日野第四小学校長
中埜 良昭	東京大学生産技術研究所所長・教授
成田 幸夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
坊野 美代子	東京都立調布特別支援学校長
松村 和子	文京学院大学人間学部教授 文京学院大学院研究科委員長・教授
御手洗 康	公益財団法人教科書研究センター副理事長
村山 真由美	平塚市立金目中学校長
柳澤 要	千葉大学大学院工学研究科教授
山崎 茂	東京都立小山台高等学校長
山重 慎二	一橋大学大学院経済学研究科准教授
山西 潤一	富山大学人間発達科学部教授

(以上21名、五十音順、敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
老朽化対策検討特別部会委員名簿

氏名	職名
安間 正伸	世田谷区教育委員会事務局教育環境推進担当部施設課長
伊香賀 俊治	慶應義塾大学理工学部教授
上野 淳	首都大学東京副学長
海野 剛志	川崎市教育委員会事務局担当理事教育環境整備推進室長 事務取扱
木村 秀雄	有限会社万建築設計事務所代表取締役所長
小松 幸夫	早稲田大学創造理工学部教授
菅原 麻衣子	東洋大学ライフデザイン学部准教授
成田 幸夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
丹羽 範夫	一般財団法人建築保全センター保全情報センター長
望月 伸一	株式会社ファインコラボレート研究所代表取締役
柳原 聡	新座市教育委員会教育総務部副部長兼教育総務課長
山本 康友	首都大学東京都市環境学部戦略研究センター特任教授

(以上12名、五十音順、敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議特別協力者名簿

氏 名	職 名
齋 藤 福 栄	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
屋 敷 和 佳	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官

(以上 2 名、五十音順、敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループについて

1. 趣旨

教育振興基本計画(平成20年7月1日策定)において、今後10年間を通じて“教育の質を高める”ことが目標として掲げられたことを踏まえ、また、現在審議が進められている第2期教育振興基本計画の内容も踏まえつつ、重要な教育条件である学校施設に関し、教育活動をより円滑に行う観点から、その整備の在り方等について調査研究を行う。

2. 調査研究事項

- (1) 中長期的な学校施設整備施策の計画の基本的な考え方について
- (2) 学校施設の高機能化、多機能化と施設整備施策の関係について
- (3) 整備の目標について検討する際の留意事項について
- (4) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙1の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
- (2) (1)の他、教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査および研究の状況を把握するため、別紙2に掲げる特別協力者の参画を得る。
- (3) 必要に応じ、その他の関係者の協力を求めることができる。

4. 実施期間

平成24年1月25日から平成25年3月31日までとする。

5. その他

この調査研究に関する庶務は、関係局課の協力を得て、大臣官房文教施設企画部施設企画課において行う。

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ委員名簿

氏 名	職 名
安 部 和 則	長岡市教育委員会教育部教育施設課長
伊 藤 俊 介	東京電機大学情報環境学部准教授(平成24年7月まで)
上 野 淳	首都大学東京副学長
海 野 剛 志	川崎市教育委員会事務局担当理事教育環境整備推進室長 事務取扱
劔 持 勉	帝京大学教育学部准教授 東京学芸大学特任教授
小 松 郁 夫	玉川大学教職大学院教授
斎 尾 直 子	東京工業大学教育環境創造研究センター准教授
鳥 本 安 博	芦屋市立潮見中学校 学校副主幹
中 澤 正 人	日野市立日野第四小学校長
奈 須 亮 子	東京学芸大学非常勤講師
成 田 幸 夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
村 山 真由美	平塚市立金目中学校長
森 原 良 浩	京都市教育委員会総務部担当部長
山 重 慎 二	一橋大学大学院経済学研究科准教授

(以上14名、五十音順、敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議特別協力者名簿

氏 名	職 名
齋 藤 福 栄	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
屋 敷 和 佳	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官

(以上 2 名、五十音順、敬称略)

中間とりまとめまでの審議の経過

平成 22 年

6 月 14 日	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（第 6 回） ○教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループの設置について
----------	--

9 月 3 日 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ（第 1 回）
○自由討議

9 月 24 日	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（第 7 回） ○自由討議
----------	---------------------------------------

10 月 21 日 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ（第 2 回）
○論点の洗い出し

12 月 8 日 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ（第 3 回）
○論点の洗い出し

12 月 21 日	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（第 8 回） ○審議経過報告
-----------	---

平成 23 年

1 月 26 日 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ（第 4 回）
○基本的な考え方等について検討

2 月 28 日	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（第 9 回） ○審議経過報告
----------	---

（東日本大震災の発生により、議論を一時中断）

平成 24 年

1 月 20 日	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（第 10 回） ○今後の議論の方向性について検討
----------	---

1 月 25 日 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ（第 5 回）
○今後の議論の方向性について検討

2月27日 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ（第6回）
○論点整理

3月26日 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ（第7回）
○論点整理

5月23日 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ（第8回）
○中間まとめ素案について検討

6月26日 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（第11回） ○中間まとめ素案について検討

7月20日 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ（第9回）
○中間まとめ（案）について検討

8月27日 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（第12回） ○中間まとめ（案）について検討
--